

「IT競争政策に関する意見書」

1. ネットワーク構造と電気通信事業の将来像

光等による高速ITインフラの整備促進について

- ◆ 国民がIT革命の恩恵を享受するには、高速・大容量・高信頼の通信ネットワークが安価に提供されることが必須条件であり、例えば、光等を活用した広帯域のITインフラが全国的に整備が促進される通信事業政策が求められている。
- ◆ しかるに、現状において、ユニバーサルサービスを担っているNTTに対して、事業領域の厳しい規制や料金設定の規制がかけられているため、リストラ等の経営努力を積み上げても、光インフラ整備やITサービス料金値下げなど、国家的な要請に沿えない状況にある。
- ◆ 従って、NTT地域通信会社に関する事業範囲や料金等の規制について大幅に緩和し、高速ITインフラの整備促進など、国民の期待に沿える経営が行なえるよう条件を整備する必要がある。

ナショナルフラッグキャリアの国際競争対抗力について

- ◆ IT革命において、主要先進国のナショナルフラッグキャリアは熾烈な国際競争を繰り広げ、研究開発や国際的アライアンスに見られるように、夫々の国益をバックにグローバルな主導権争いを展開しており、日本のキャリアの国際競争対抗力強化を図る通信事業政策が求められている。
- ◆ しかるに、日本においては、NTTに関しては、事業領域や料金や外資規制など多くの規制があり、世界に太刀打ちするための通信事業者としての条件が整備されておらず、国内競争で経営体力が衰えるばかりとなっている。しかし、日本の国益を担えるキャリアはNTTにおいて存在しないことも現実である。
- ◆ 従って、NTTの経営体力がこれ以上削がれないようにするとともに、NTT

Tが世界的研究開発力を強化し国際競争への対抗力を強化できるよう、外資規制などの緩和を図るなど条件を整備する必要がある。

2. 競争政策の基本的枠組み

- ◆ 利用者の利便性向上のために、相互接続などNTT通信設備を一層オープンかつ安価に利用できるようにすることが望ましいが、そのためには、NTTとNTT設備を利用する事業者の双方がハッピーとなる条件整備が求められている。また、NTT以外の官民が保有する設備のオープン化も同時に進めることが求められている。
- ◆ しかるに、現在は、NTTの事業展開に多くの規制を課して手足を縛ったまま、相互接続料の値下げやNTT設備オープン化ばかりが声高に論じられており、NTTの活力を削ぐ結果となっており、ひいては、国民が求めているIT通信料金等値下げや光等によるITインフラ整備を遅らせる結果となっている。
- ◆ 従って、NTT地域会社の事業範囲などの規制緩和を図り、NTT地域会社も成長分野における活力ある事業展開に依って、通信料金の欧米並みの水準を実現し、かつNTT株価も上昇可能となるよう、公正な競争条件の整備が必要である。

3. NTTグループの位置付けと公正競争の確保

地域電話事業の競争枠組みの適合性について

- ◆ 世界的に、電気通信事業は、地域通信から国際通信まで更には固定電話から携帯電話まで企業提携等による垂直統合の競争が進展している。特に、携帯電話事業は固定電話の減少とは対称的に今後も急速な伸びが持続すると見込まれ、各キャリアが携帯事業取り込みに必死となっている。
- ◆ しかるに、日本においては、NTT地域通信会社分割など水平的サービス競争枠組みがベースとなっており、昨今のIT革命進展を想定していないものである。実際的に、既に、移動体事業者やCATV事業者がNTT地域電話会社へ大きな脅威を与える巨大なコンペティターとなってきており、地域電話の専業会社においては益々経営が困難となるばかりで、NTT株価の長期低落も危惧される状況である。
- ◆ 今後、NTT地域電話会社は、移動体事業者やCATV事業者など自前設備を多用する事業者との直接的競争はもとより、相互接続や卸回線を多用する事業者との間接的競争が益々熾烈になることから、NTT地域電話会社について、事業範囲や料金等の規制を緩和し自らが活力ある事業展開ができるよう、公正な競争条件を整備する必要がある。

NTT持株会社について

- ◆ NTTにおける持株会社方式は、水平的競争を促進させるために導入されたものであるが、この間、公正競争の確立、研究開発の推進等に成果を挙げていると評価できる。
- ◆ しかし、世界的なIT革命進展とともに、地域通信と長距離通信の会社分割は勿論、更には、固定通信と移動通信の事業者区分さえも陳腐化する恐れが生じている。
- ◆ このため、NTTについては、今後も持株会社方式を継続することとし、地域電話会社分割や地域電話会社の事業範囲や料金等の規制を緩和するとともに、NTT各社への外資や各種認可などの諸規制を緩和し、純民間並みの迅速な意志決定が行なえる経営体にする必要がある。

4. ユニバーサルサービスの確保

ユニバーサルサービスの費用負担について

- ◆ ユニバーサルサービスについては、国民の利便性確保から全国隈なく展開しているNTT地域会社にサービス提供を義務付けている。
- ◆ しかるに、新規事業者によるクリームスキミングが急速に進むなかで、依然として、ユニバーサルサービスの提供に伴う費用をNTTだけが負担する方法となっており、逆に公正競争を阻害する要因となっている。
- ◆ 従って、ユニバーサルサービス提供によるハンディ部分について、NTTの経営努力のみに託すのではなく、基本料の体系を見直すか、アクセスチャージなどによって全ての通信事業者も適正にコスト負担する仕組みが必要である。

ユニバーサルサービスの範囲の明確化について

- ◆ ユニバーサルサービスは従来からの固定音声電話と定義されている。
- ◆ しかるに、IT革命の進展と共に、移動体通信やデータ通信がポピュラーとなってきたことから、地方においても、固定音声電話以外的高速データ通信等のニーズも高まってきており、今後は、従来の定義で対処できない事態も想定される。
- ◆ このため、IT時代に適合したユニバーサルサービスの定義を明確にし、基本料体系見直しやアクセスチャージなどによって、全ての通信事業者が適正にユニバーサルサービスコストを負担する仕組みが必要である。

5. 通信主権等の確保

- ◆ IT社会では、サイバーテロによる攪乱や大規模災害による通信途絶は、経済社会活動や生活に想像以上の深刻な影響が出ることが懸念される。
- ◆ このため、全ての通信事業者に対して、サイバーテロに対する高信頼なネットワークの提供を求めていく必要がある。また、大規模非常災害時は、これまで同様に、国および地方自治体と連携した非常時通信確保と早期回復が求められるので、全ての通信事業者に一定の義務を課すことが必要である。

6. 電気通信業における研究開発体制の在り方

- ◆ 日本が電気通信分野における国際競争力を強化し国益確保を図るには、世界をリードできる研究開発力の強化が求められる。
- ◆ NTTの研究開発は、永年日本の電気通信をリードし、世界的に見ても高い水準にある。ただ、IT分野では米国に水をあけられ、また、近年はやや応用研究に傾斜しつつあることが危惧される点ではある。
- ◆ このため、NTT持株会社において、今後も世界的に高い水準の成果を挙げられるよう、NTTの研究開発力を一層強化する必要がある。なお、当然ながら、その研究開発成果は一定ルールに基づき開示すべきものである。

7. 利用者利益の確保方策

- ◆ 日本のIT革命が進展しない要因として、NTTのアクセス料金だけが俎上にのっているが、むしろ、多彩なコンテンツ産業振興が立ち遅れていること、コンテンツ流通や電子商取引に関する法令の整備が遅れていることが大きな要因であり、特定の専門利用者だけでなく、多くの国民がIT革命の豊かな利便性を享受できるように措置を講ずる必要がある。
- ◆ ネットワーク利用時のセキュリティ不安が、消費者の電子商取引利用を躊躇させている。消費者のセキュリティ保護について社会的なルールを整備する必要がある。

以上